



福岡県医師会 第 98 号 (地)

平成18年4月14日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康 弘



障害者自立支援法の施行について (通知)

本年4月1日より施行されました障害者自立支援法につきましては以前よりご案内いたしておりましたが、この度、福岡県保健福祉部障害者福祉課より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、関係医療機関等への周知方等につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



「公印省略」



1 8 障 第 8 8 号
平成 1 8 年 4 月 7 日

(社) 福 岡 県 医 師 会 長
(社) 福 岡 県 歯 科 医 師 会 長
(社) 福 岡 県 薬 剤 師 協 会 長
(社) 福 岡 県 精 神 科 病 院 協 会 長
福 岡 県 精 神 神 經 科 診 療 所 協 会 長

殿

福岡県保健福祉部障害者福祉課長
(自 立 支 援 係)

障害者自立支援法の施行について (通知)

標記の件について、別添とおり、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせ
します。

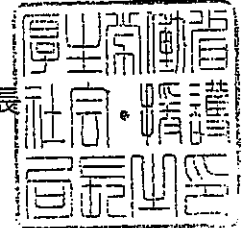




社援発第0331006号
平成18年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



障害者自立支援法の施行について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）については、平成17年9月30日に第163回特別国会に提出され、10月31日に可決成立し、11月7日に公布されたところである。

この法律の施行は、平成18年4月1日（一部は平成18年10月）であり、必要な政省令等について順次制定しているところであるが、今般、法制定の趣旨及び主要内容を以下のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）を始め関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、市町村における体制の確保をはじめ、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

第1 法律制定の趣旨等

1 法律制定の趣旨

障害保健福祉施策については、平成15年度から、ノーマライゼーションの理念の下、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自己決定を尊重し、サービス事業者との対等な関係を確立するため、行政が福祉施設やホームヘルパーなどのサービスを決定する仕組み（措置制度）を改め、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する新しい利用制度（以下「支援費制度」という。）を導入した。

支援費制度の施行により、新たにサービスの利用が増えるなど、障害者等が、地域生活を進める上での支援が大きく前進したが、今後も利用者の増加が見込まれる中で、制度をより安定的かつ効率的なものとする、精神障害者が支援費制度の対象となっていないなど現在、障害種別によって異なっている障害福祉サービスの体系や、公費負担医療の利用の仕組み等を一元的なものとする、など障害者等が必要なサービスを安定的に利用できるよう、障害保健福祉施策の各般にわたる抜本的な改革が求められてきたところである。

この法律は、これらの課題に対応し、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、



(5) 障害福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

今後、障害福祉サービス等を新たに利用する障害者等が急速に増えると予想される中で、障害者等が必要とする障害福祉サービスを利用できるよう、制度をより安定的で持続可能なものとする必要があることから、利用者負担について、従来の所得に応じて負担額を定める仕組みを改め、障害福祉サービス等の利用量と所得に着目した仕組みを導入すること。この場合、負担能力に乏しい障害者等に対しては、負担を軽減する仕組みを導入すること。

また、制度の安定性・継続性を強化するため、利用者負担の見直しにあわせて、在宅サービスに関する国及び都道府県の負担を義務的なものとし、国等の費用負担の責任を強化するとともに、都道府県及び市町村に障害福祉計画の作成を義務付け、障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を図ること。

第2 法律の内容

1 総則事項

(1) 障害者自立支援法の目的

この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者等の福祉に関する法律と相まって、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしたこと。

(2) 市町村等の責務

ア 市町村は、障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うとともに、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと等の責務を有することとしたこと。

イ 都道府県は、自立支援給付等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うとともに、市町村と協力して障害者等の権利の擁護のための必要な援助等を行うこと等の責務を有することとしたこと。

ウ 国は、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有することとしたこと。

(3) 国民の責務

すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならないこととしたこと。

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援の仕組みを定めることにより、障害者等の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指すものである。

2 障害保健福祉施策の改革の要点

この法律の内容は第2に示すとおりであるが、この法律による改革の要点は以下のとおりである。

(1) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を住民に最も身近な市町村を基本とする仕組みに一元化するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、現在支援費制度の対象外となっており今後の支援が必要な精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で格差のあるサービス水準の均てん化を図ること。

(2) 利用者本位のサービス体系に再編

障害者等の状態やニーズに応じた適切な支援を行うため、これまでの施設・事業体系を、障害種別にかかわらず共通の「事業」の単位に見直し、全体のサービス体系を、介護給付、訓練等給付及び地域生活支援事業の3つに再編したこと。

事業の再編に当たっては、特に「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応する事業を制度化するとともに、入所施設や病院で24時間暮らす従来のサービス提供の在り方を見直し、「日中活動の場」と「生活の場」を区分することにより、障害者等が地域社会で生活できるような基盤整備の推進を図ること。

また、以上を推進し、障害者等が身近なところで障害福祉サービスを利用することができるよう、運営主体に係る規制を緩和し、空き教室、空き店舗等の地域の社会資源の活用を図ることができるようにすること。

(3) 障害者に対する就労支援の強化

働く意欲のある障害者がある適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立して暮らすことができるよう、就労移行支援事業等の新しい事業を創設し、福祉施策と雇用施策の連携を図りつつ、企業への雇用などの就労の実現を積極的に支援していくこと。

(4) 障害福祉サービスの支給決定の透明化及び明確化

障害福祉サービスの支給決定に当たって、様々な状態の障害者等が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障害の程度に関する尺度（「障害程度区分」）や障害保健福祉の有識者などから成る審査会の意見聴取の仕組みを導入するとともに、支給決定のプロセスの中で、障害者等や家族からの相談に応じて、障害者等の一人一人の心身の状況、サービス利用の意向等を踏まえ、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用されるようにするための仕組み（ケアマネジメント）を制度化することにより、障害福祉サービスの支給決定の透明化及び明確化を図ること。

2 介護給付費等の支給決定に関する事項

(1) 趣旨

障害者等が支援の必要度に応じて障害福祉サービスを公平に利用できるよう、支給決定の透明化、明確化を図る観点から、市町村に障害保健福祉の学識経験者からなる介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置くこととするとともに、障害者等の障害福祉サービスの必要性を明らかにするため障害者等の心身の状態を総合的に示す「障害程度区分」を新たに設けることとしたこと。

(2) 市町村審査会

障害程度区分及び支給要否決定に関する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置くこととしたこと。都道府県は、市町村審査会について地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができることと、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な助言その他の援助をすることができることとしたこと。また、都道府県は、同法第252条の14第1項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務等を行うため、都道府県に介護給付費等の支給に関する審査会を置くこととされたこと。

(3) 支給決定等

ア 介護給付費等の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定を受けなければならないこととしたこと。支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者の申請を受けた市町村は、障害程度区分の認定及び支給要否決定を行うため、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者について、心身の状況、置かれている環境等について調査することとしたこと。なお、市町村は当該調査を指定相談支援事業者等に委託することができることとしたこと。

イ 市町村は、市町村審査会が行う障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うこととしたこと。

ウ 市町村は、障害者等の障害程度区分、介護者の状況、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案して支給要否決定を行うこととし、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、市町村審査会等の意見を聴くことができることとしたこと。

エ 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位とする期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量を定めることとするとともに、支給決定は、有効期間内に限り、その効力を有することとしたこと。

3 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費に関する事項

(1) 給付の種類

介護給付費及び特例介護給付費の支給は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護（医療に係るものを除く。）、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護又は施設入所支援に関する費用の給付とし、訓練等給付及び特例訓練等給付費は、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に関する費用の給付とすることとしたこと。

(2) 介護給付費又は訓練等給付費の支給

ア 市町村は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、都道府県知事が指定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設等から指定障害者福祉サービス等を受けたときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給することとしたこと。

イ 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、介護給付費又は訓練等給付費について、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができることとしたこと。

(3) 給付費の額

現行の支援費制度においては、サービスに通常要する費用の額から、障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じて定める額を控除して得た額を支給するとされ、いわゆる応能負担の仕組みとなっていたところであるが、今回の改革では、サービスに通常要する費用の額の100分の90に相当する額を支給することに改め、いわゆる定率負担を導入するとともに、家計に与える影響その他の事情を斟酌して、所得に応じた月額負担上限の仕組みを導入したこと。また、給付対象とならない特定費用の範囲として、食事の提供に要する費用及び居住等に要する費用を含めることとしたこと。

ア 介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用等のうち厚生労働省令で定める特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額としたこと。

イ 支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した額の合計額から介護給付費及び訓練等給付費の合計額を控除して得た額が、家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、当該同一の月における介護給付費又は訓練等給付費の額は、アにより算定した額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において政令で定める額としたこと。

(4) 特例介護給付費又は特例訓練等給付費

市町村は、支給決定障害者等が基準該当障害福祉サービスを受けたときその他必要があると認めるときは、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができることとしたこと。

4 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費に関する事項

(1) サービス利用計画作成費の支給

市町村は、支給決定障害者等であつて市町村が必要と認めたものが、都道府県知事が指定する相談支援事業者から指定相談支援を受けたときは、サービス利用計画作成費を支給することとしたこと。

(2) 高額障害福祉サービス費の支給

市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険の介護給付等対象サービスに要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び介護保険の介護給付等の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、高額障害福祉サービス費を支給することとしたこと。

(3) 特定障害者特別給付費の支給

食事の提供及び居住に要した費用については、特定費用として介護給付費等の給付対象となっていないが、低所得者に配慮する観点から、市町村は、施設入所支援等に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める特定障害者が、障害者支援施設等から特定入所サービスを受けたときは、当該障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要した費用について、特定障害者特別給付費を支給することとしたこと。

(4) 特例特定障害者特別給付費の支給

市町村は、特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けた場合等において必要があると認めるときは、基準該当施設等における食事の提供及び居住に要した費用について、特例特定障害者特別給付費を支給することができることとしたこと。

5 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者の指定

ア 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定は、申請により、障害福祉サービスの種類等ごとに都道府県知事が行うこととし、申請に係る事業所等が人員、設備及び運営に関する基準を満たしていないとき、申請者及び役員等が指定を取り消されてから5年を経過していないとき等に該当するときは指定をしてはならないこととしたこと。また、指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととしたこと。

イ 申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数又は就労継続支援その他の厚生労働省令で定める特定障害福祉サービスのサービス量が、都道府県障害福祉計画において定める必要入所定員総数又は必要な量に既に達している場合等は、都道府県知事は指定をしないことができることとしたこと。

(2) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者の責務

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者（以下「指定事業者等」という。）は、市町村その他の関係機関との緊

密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を、障害者等の意向、適性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならないこと等の責務を有することとしたこと。

(3) 指定障害福祉サービスの事業、指定障害者支援施設等及び指定相談支援の基準

指定事業者等は、人員、設備及び運営に関する基準に従って、指定障害福祉サービス等又は指定相談支援を提供しなければならないこと。

(4) 指定の取消し等

都道府県知事は、指定事業者等が人員、設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるとき等は、勧告、公表、命令等を行うことができることとともに、指定の取消し、指定の効力の停止を行うことができることとしたこと。

6 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

(1) 趣旨

現行の障害に係る公費負担医療3制度（精神障害者に対する精神通院医療、身体障害者に対する更生医療及び障害児に対する育成医療）について、将来にわたり持続可能な制度とするため、自立支援医療として統合し、支給認定の手続の共通化、費用を皆で支え合う仕組みとするための利用者負担の見直し等を行うものであること。

(2) 自立支援費の支給認定

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村又は都道府県（現行の3制度と同じ。以下「市町村等」という。）の自立支援医療を支給する旨の認定を受けなければならないこととしたこと。支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者の申請を受けた市町村等は、障害者等の心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする事としたこと。

(3) 自立支援医療費の支給

市町村等は、支給認定に係る障害者等が、都道府県知事により指定された指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、自立支援医療費を支給すること。

(4) 指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の指定は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により、自立支援医療の種類ごとに都道府県知事が行うこととしたこと。また、指定は、原則として6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失うこととしたこと。

(5) 指定自立支援医療機関の責務等

指定自立支援医療機関は、良質かつ適切な指定自立支援医療を行わなければならないこととしたこと。都道府県知事は、指定自立支援医療機関がこれに従って

いないと認めるとき等は、勧告、公表、命令等を行うことができることとするとともに、指定の取消し、指定の効力の停止を行うことができることとしたこと。

(6) 療養介護医療費の支給

市町村は、療養介護に係る支給決定を受けた障害者が、指定障害福祉サービス事業者等から療養介護医療を受けたときは、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給することとしたこと。

(7) 基準該当療養介護医療費の支給

市町村は、療養介護に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当施設等から療養介護医療を受けたときは、基準該当療養介護医療費を支給することとしたこと。

7 補装具費の支給に関する事項

市町村は、障害者等の障害の状態から見て、補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるとき（障害者等又はその世帯員の所得が政令で定める基準以上であるときを除く。）は、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給することとしたこと。

8 地域生活支援事業に関する事項

(1) 趣旨

地域の実情や利用者の特性に応じて、地方自治体の裁量により柔軟に実施されることが望ましい各般の事業について市町村等の地域生活支援事業として法定化したこと。

(2) 市町村の地域生活支援事業

市町村が必ず行わなければならない義務的な事業として、障害者、障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を供与するとともに、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業等を位置づけることとしたほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホーム等の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業等を行うことができることとしたこと。

なお、都道府県は、市町村の実施体制の整備状況等を勘案し、市町村の意見を聴いて、市町村の地域生活支援事業の一部を市町村に代わって行うことができることとしたこと。

(3) 都道府県の地域生活支援事業

都道府県が必ず行わなければならない義務的な事業として、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業等を位置づけることとしたほか、サービスの質の向上のための従事者育成等の事業を行うことができることとしたこと。

9 事業及び施設に関する事項

(1) 事業

ア 国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て、障害福

社サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを営
する事業及び福祉ホームを営する事業を行うことができることとしたこと。
イ 厚生労働大臣は、地域活動支援センター、福祉ホーム等の設備及び運営につ
いて、基準を定めることとしたこと。

(2) 施設

ア 国、都道府県及び市町村以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、障
害者支援施設を設置することができることとしたこと。
イ 厚生労働大臣は、障害者支援施設の設備及び運営について、基準を定めるこ
ととしたこと。

10 障害福祉計画に関する事項

(1) 基本指針

厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提
供体制を整備し、自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を
定めることとしたこと。

(2) 市町村障害福祉計画

市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援
事業の提供体制の確保に関する計画を定めること。当該計画においては、各年度
における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保の
ための方策等を定めることとしたこと。

(3) 都道府県障害福祉計画

都道府県は、基本指針に則して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各
市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支
援事業の提供体制の確保に関する計画を定めること。当該計画においては、区域
ごとの各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見
込量の確保のための方策、従事者の確保等のための措置、各年度の指定障害者支
援施設の必要入所定員総数等を定めることとしたこと。

11 費用に関する事項

(1) 趣旨

障害福祉サービスに係る給付費は、支援費制度が施行されて以降、急速に増大
しており、今後も新たにサービスを利用する障害者等が増えることが見込まれる
中で、必要なサービスを確保しながら、制度を安定的に運営することができるよ
う、利用者負担の見直しと併せて、在宅サービスに関する国及び都道府県の負担
を義務的なものとする。

(2) 都道府県の負担及び補助

ア 都道府県は、市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担するこ
ととしたこと。

(ア) 市町村が支弁する障害福祉サービスに係る給付費の支給に要する費用の
うち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該支給に係る障害者等の
障害程度区分ごとの人数その他の事情を勘案して算定した額（以下「障害

福祉サービス費等負担対象額」という。)の100分の25

(イ) 市町村が支弁する自立支援医療費等及び補装具費の100分の25

イ 都道府県は、予算の範囲内において、市町村の地域生活支援事業に要する費用の100分の25以内を補助することができることとしたこと。

(3) 国の負担及び補助

ア 国は、次に掲げるものを負担することとしたこと。

(ア) 障害福祉サービス費等負担対象額の100分の50

(イ) 市町村が支弁する自立支援医療費等及び補装具費の100分の50

(ロ) 都道府県が支弁する自立支援医療費の100分の50

イ 国は、予算の範囲内において、次に掲げるものを補助することができることとしたこと。

(ア) 市町村が行う介護給付費等の支給決定に係る事務の処理等に要する費用の100分の50以内

(イ) 市町村及び都道府県の地域生活支援事業に要する費用の100分の50以内

1.2 審査請求に関する事項

市町村長の介護給付費等に係る処分不服がある障害者又は障害児の保護者は、都道府県知事に対し審査請求をすることができることとしたこと。都道府県知事は、障害保健福祉の学識経験者からなる障害者介護給付費等不服審査会を置くことができることとしたこと。

1.3 施行期日に関する事項

この法律は、一部を除き平成18年4月1日から施行すること。

1.4 経過措置に関する事項

(1) 旧法施設等に関する経過措置

ア 施行日において現に身体障害者福祉法により指定を受けた医療機関及び精神障害者通院医療を担当するものとして一定の基準に該当する医療機関は、同日に指定自立支援医療機関の指定があったものとみなすこととしたこと。

イ 平成18年10月1日において現に存する身体障害者厚生援護施設又は知的障害者援護施設であって、旧身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく指定を受けている旧法指定施設については、平成24年3月31日までの日で政令で定める日の前日までの間は、当該施設で行われるサービス（旧法施設支援）については障害福祉サービスとみなし、当該施設については、平成18年10月1日に指定があったものとみなし、支給決定障害者等が旧法指定施設から旧法施設支援を受けたときは介護給付費を支給することとしたこと。

(2) 旧法に基づく受給者に関する経過措置

ア 施行日において現に旧身体障害者福祉法等に基づき更生医療の費用の支給を受けている障害者等については、同日に、自立支援医療費の支給認定を受けたものとみなすこととしたこと。

イ 施行日において現に旧身体障害者福祉法等に基づき居宅生活支援費の支給決定を受けている障害者等については、同日に、介護給付費等の支給決定を受けたものとみなすこととしたこと。

ウ 平成18年10月1日において現に旧法指定施設に入所し旧身体障害者福祉法等に基づき施設訓練等支援費を受けていた特定旧法受給者については、平成24年3月31日までの日で政令で定める日までの間に限り、引き続き当該施設等に入所している間（指定の取消しその他やむを得ない理由により継続して他の施設等に入所している間を含む。）は、支給決定を受けた障害者とみなして、旧法指定施設から受けた指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用について、別に厚生労働大臣が定める基準により算定した額により、介護給付費又は訓練等給付費を支給すること。

(3) その他

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めることとしたこと。

15 関係法律の一部改正に関する事項

(1) 児童福祉法の一部改正

ア 育成医療に関する事項

この法律による自立支援医療費の施行に伴い、育成医療に係る規定を削除することとしたこと。

イ 居宅生活支援費に関する事項

この法律による介護給付費の施行に伴い、居宅生活支援費及び指定居宅支援事業者等に係る規定を削除することとしたこと。

ウ 障害児施設給付費等に関する事項

都道府県知事は、給付決定に係る障害児が、都道府県が指定する指定知的障害児施設等から障害児施設支援を受けたときは、障害児施設給付費を支給することとしたほか、障害児施設支援の費用の負担が著しく高額となる場合に、高額障害児施設給付費を支給するとともに、保護者の所得の状況その他の事情をしん酌して、当該保護者に対して特定入所障害児食費等給付費を支給することとしたこと。

エ 指定障害児施設等に関する事項

指定知的障害児施設等の指定は、設置者の申請により都道府県知事が行うこととし、人員、設備及び運営に関する基準、指定の取消し等について必要な事項を定めること。

オ 障害児施設医療費に関する事項

都道府県は、給付決定に係る障害児が、指定知的障害児施設等（病院に限る。）において、障害児施設支援のうち治療に係るものを受けたときは、障害児施設医療費を支給すること。

(2) 身体障害者福祉法の一部改正

ア 更生医療に関する事項

この法律による自立支援医療費の施行に伴い、更生医療に係る規定を削除す

ることとしたこと。

イ 居宅生活支援費に関する事項

この法律による介護給付費等の施行に伴い、居宅生活支援費及び指定居宅支援事業者等に係る規定を削除することとしたこと。

ウ 身体障害者施設支援に関する事項

この法律による介護給付費等の施行に伴い、施設訓練等支援費及び身体障害者更生施設等に係る規定を削除するとともに、平成18年10月1日において現に存する身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に限る。）については、平成24年3月31日までの政令で定める日の前日までの間は、なお従前の例により運営できることとしたこと。

エ 補装具に関する事項

この法律による補装具費の施行に伴い、補装具に係る規定を削除することとしたこと。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

ア 精神分裂病の呼称を統合失調症へ変更することとしたこと。

イ 通院医療に関する事項

この法律による自立支援医療費の施行に伴い、通院医療に係る規定を削除することとしたこと。

ウ 精神病院等に対する指導監督体制の見直しに関する事項

精神医療審査会は、その合議体を構成する5名の委員を一定の条件の範囲で定めることができるものとしたこと。

また、厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が改善命令等に従わない場合において、その旨を公表することができること等としたこと。

エ 緊急時における入院等に係る診察の特例措置に関する事項

一定の要件を満たす医療機関における医療保護入院、応急入院等について、緊急その他やむを得ない場合において、精神保健指定医以外の一定の要件を満たす医師の診察により、その適否を判断し、一定時間を限り入院等をさせることができるものとしたこと。

オ 任意入院者の適切な処遇の確保に関する事項

都道府県知事は、条例で定めるところにより、改善命令を受けたことがある等の精神病院の管理者に対し、一定の基準に該当する任意入院者について、その病状等の報告を求めることができるものとしたこと。

カ 市町村における相談体制の強化に関する事項

市町村は、精神障害者の福祉に関する相談等に応じなければならないものとするとともに、精神保健福祉に関する相談等を行う精神保健福祉相談員を置くことができるものとするものとしたこと。

キ 精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会復帰施設に関する事項

この法律による介護給付費等の施行に伴い、精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会復帰施設に係る規定を削除するとともに、平成18年10月1日において、現に存する精神障害者社会復帰施設（政令で定めるものを除く。）

については、平成24年3月31日までの政令で定める日の前日までの間は、なお従前の例により運営できることとしたこと。

(4) 知的障害者福祉法の一部改正

ア 居宅生活支援費に関する事項

この法律による介護給付費等の施行に伴い、居宅生活支援費及び指定居宅支援事業者等に係る規定を削除することとしたこと。

イ 知的障害者施設支援に関する事項

この法律による介護給付費等の施行に伴い、施設訓練等支援費及び知的障害者更生施設等に係る規定を削除するとともに、平成18年10月1日において現に存する知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通所寮に限る。）については、平成24年3月31日までの政令で定める日までの間は、なお従前の例により運営できることとしたこと。

(5) 社会福祉法の一部改正

障害者支援施設及び地域活動支援センター等を経営する事業並びに障害福祉サービス事業を社会福祉事業とすることとしたこと。

(6) その他

(1)から(5)までに掲げるもののほか、関係法律について所要の改正を行うこととしたこと。

16 検討

以下の検討規定が設けられていること。

- (1) この法律の施行後3年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。
- (2) 障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

第3 施行に当たっての留意事項

- 1 この法律は、市町村を中心に、障害種別にかかわらず一元的な体制を整備するとともに、施設事業体系を機能に着目して再編するほか、サービスの利用量と所得に着目した費用負担の仕組みを導入する等、障害保健福祉施策の抜本的な見直しを行うものであることから、この法律の趣旨及び内容について、市町村、障害者その他関係者の十分な理解を得ることが極めて重要であり、その周知徹底に努められたいこと。
- 2 この法律の施行に当たっては、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村と都道府県が密接に連携して事務を処理することが必要であり、特に、従来、都道府県において実施されてきた事務の多くが市町村に移管されることになることから、この点について、円滑な移行を図るよう、十分な準備に努められたいこと。